(参考様式)

申請日　　　　　年　　月　　日

証明願（事前確認用）

石川県知事　　　　　　　様

申請者（建築主又は建物所有者）（代理者）

住　　所

氏　　名

電話番号　　　　　　－　　　　－

　次の事項について、事前確認願います。（交付可能な場合、証明書を交付※１）

**証明区分**　(１又は２の□にチェック)

□１　下記の建築物について、建築基準法第12条第8項に規定する確認台帳（建築物・工作物・昇降機）に記載されている事項を証明願います。※２

□２　下記の建築物を別添設計図書※３の内容で建築又は用途変更を行うことについて、建築基準法第6条第1項による確認申請を要しないことを証明願います。

**証明書の使用目的**

**建築物等の概要**

建築主　　　　：

敷地の地名地番：

用　途　　　　：□住宅　□店舗　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）

構　造　　 ：□木造　□鉄骨造　□鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　□その他（　　　　 　　　　 　　）

階　数　　　 ：地上　　　階　　地下　　　階

延床面積　　　：　　　　　　　　　㎡

建築年月日　　：昭和・平成・令和　　　　年　　月　　日　　□設計　□確認申請　□完成　□登記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※受付欄 | ※交付の可否 | ※決裁欄 |
| 年　　月　　日 | □可  □否 |  |
| 第　　　　　号 |
| 担当 |

備考

１　※欄は記入しないでください。

２　建物所有者が申請する場合、建物所有者であることが分かる書類（建物登記簿等）を添付してください。

３　証明願の申請、証明書の受領において、代理者を定める場合は、委任状を添付してください。

**【注意事項】**

※１　証明書の交付は、建築主、建物所有者（又は代理者）に対して**申請窓口**で行います。

※２　建築確認台帳の記載事項証明は、**確認済証及び検査済証を紛失した場合に、これらの代替として証明するもの**であることをご理解のうえ、真に必要な場合に申請するようお願いします。

※３　付近見取図、配置図、平面図、立面図等の建築計画の概要がわかる資料を添付してください。

**【手続きの流れ】**

1. 申　　請：申請者は「証明願（事前確認用）」を土木事務所に提出（メール、ＦＡＸ、窓口）
2. 事前確認：土木事務所で証明書の交付が可能か事前確認（約3営業日）
3. 連　　絡：申請者に証明書交付の可否を電話で連絡（交付可能な場合④へ）
4. 手 数 料：土木事務所窓口で「証明願」で申請、「手数料納入票」により県証紙500円／枚を納付
5. 交　　付：土木事務所窓口で証明書を交付

**【建築確認申請台帳記載事項 証明願 申請窓口】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土木事務所名 | 所管区域 | メールアドレス | ＦＡＸ |
| 南加賀  土木総合事務所建築課 | 能美市（一部除く）  川北町 | komatu01@pref.ishikawa.lg.jp | 0761  21-7080 |
| 津幡  土木事務所建築課 | かほく市、津幡町、  内灘町 | td-ken@pref.ishikawa.lg.jp | 076  288-4608 |
| 中能登  土木総合事務所建築課 | 羽咋市、志賀町、  宝達志水町、中能登町 | nd-ken01@pref.ishikawa.lg.jp | 0767  52-5104 |
| 奥能登  土木総合事務所建築課 | 輪島市、珠洲市、  穴水町、能登町 | kenchikuntq@pref.ishikawa.lg.jp | 0768  26-2351 |

**【事前確認時　自己チェックリスト】**

（証明区分１の場合）

* 証明願（事前確認用）
* 建物登記簿等（建物所有者が申請する場合）
* 委任状（代理者を定めた場合）

（証明区分２の場合）

* 証明願（事前確認用）
* 建物登記簿等（建物所有者が申請する場合）
* 委任状（代理者を定めた場合）
* 付近見取図、配置図、平面図、立面図等

委　任　状

私は下記の者を代理者と定め、下記業務に関する手続き及び交付される証明書の受領の権限を委任します。

１．委任する業務　　証明願（建築確認台帳記載事項証明書の交付申請）

２．敷地の地名地番

３．委任先　氏　名

　　　　　　会社名

　　　　　　住　所

年　　月　　日

住　　所

氏　　名

電話番号　　　　　－　　　　－